

令和2年度 第3回会津若松市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 : 令和3年1月27日(水) 午後1時～午後2時

2. 場 所 : 会津若松市栄町第二庁舎 第3会議室

3. 議 事 : 諮問案件

(1) 第3期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針中間見直しについて

(2) 会津若松市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画の中間報告について

報告案件

(1) 会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について

4. 委員会出席者
(敬称略)

会 長 中澤 真 (議長)

副会長 谷津 卓

委 員 江川 清

委 員 大塚 啓子 (議事録署名人)

委 員 小池 金政

委 員 武田 健

委 員 渡部 浩一

委 員 荒井 一貴

委 員 小柴 誠

委 員 高橋 慶彦

委 員 山崎 雄一郎 (議事録署名人)

委 員 菅原 裕宏

委 員 武藤 理恵子 (以上17名中13名出席)

5. 事務局出席者	健康福祉部長	藤森 佐智子
	健康福祉部副部長	斎藤 哲雄
	国保年金課長	山口 恵
	国保年金課主幹	原田 真
	国保年金課主幹	小林 圭輔
	健康増進課主幹	鵜川 利恵子
	国保年金課副主幹	栗城 宏之
	国保年金課副主幹	渡部 さおり
	健康増進課主任技査	新田 有子
	国保年金課主任主査	小檜山 智晶

<議 事>

会 長 議事に入る。出席委員は13名であり、過半数に達しているため、ここに協議会が成立していることを報告する。会議録署名委員については慣例により、会長の指名推薦としたい。

各委員 異議なし。

会 長 大塚啓子委員、山崎雄一郎委員の2名を指名する。
 それでは、まず諮問案件（1）第3期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針中間見直しについて事務局より説明をお願いしたい。

事務局 これについては昨年11月の運営協議会で概要を申し上げ、12月24日から1月23日までの1か月間、パブリックコメントを実施したが、ご意見はいただかなかった。なお、パブリックコメント期間中、委員の皆さまから様々なご意見ご質問をいただいたが、それについては配布資料の健全化指針及びデータヘルス計画等に対する意見・質問にまとめさせていただいた。様々、ご意見ご質問をいただいたが、本文の修正が必要となるようなものはなかった。なお委員の皆さまからいただいた質問の中で特に収納率、税率について多くの質問をいただいているが、1ページの5、適正な税率の見直しの結果、税率の引き上げを据え置いたとあるが、引き上げ要因はどんな時であるかとの質問をいただいている。これについては、県に納付すべき国保事業費納付金に不

足が生じる見込みの場合であり、県から示された事業費納付金を基準に国、県、市からの交付が見込まれる歳入、現行税率での税収見込みをあて、それでも不足が生じる場合、税率を引き上げるという対応をすることとなる。令和3年度については、国保事業費納付金額の増加が見込まれているが、準備金の活用により対応が可能と考えている。その他収納率については、質問4にある収納率は100%を目指すべきではないのかとのご指摘であるが、この観点は重要であり、より高い収納率を確保することが重要だという認識である。概要版での説明及び本文にもあるが、様々な収納率向上の取組を進めていきたいと考えている中で、口座振替の加入促進についても重視していきたいと前回説明したところである。これについては、質問8では今現在、国保年金課の窓口で可能な限り切り替えをお願いしているところであるが、より一層徹底していきたいと考えている。なおその他のご意見については、3ページにわたりまとめさせていただいているので、資料にてご確認いただきたい。本編の説明については、11月に概要版で説明したとおり変更がないことから、説明は省略させていただきたい。説明は以上である。

会 長 質問、ご意見はあるか。

事前の問い合わせについての回答は、ウェブサイトに掲載するのか。

事務局 掲載する予定である。

会 長 次に、(2)会津若松市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画の中間報告について、事務局より説明をお願いしたい。

事務局 こちらのデータヘルス計画についても、先ほどの国保事業運営健全化指針と同様、昨年11月の運営協議会にて概要を申し上げ、同じく12月24日から1か月間パブリックコメントを実施した。こちらについても、パブリックコメントでは意見をいただかなかったところであるが、期間中、委員の皆さまからいただいたご意見・ご質問については、先ほど説明した資料の4ページ、5ページにまとめてある。なお、こちらについても本文の修正に至るご意見・ご質問はなかった。特に、受診率向上については、質問1にて、地区の取組についてご質問をいただいている。地区の保健委員については、地区保健委員会という組織を作りご協力をいただいているところである。今年は新型コロナウイルス感染症の影響が大きく活動を控えている状況であるが、従前であれば特定健診受診などの広報活動について協力をいただいていたところである。皆さまに今後の状況を見極めながら、また協力いただきたい。その他のご意見・ご質問に

については、資料にてご確認いただきたい。

説明は以上である。

会 長 質問、ご意見はあるか。

会 長 それでは、諮問案件（１）第３期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針中間見直しについて、及び（２）会津若松市国民健康保険第２期データヘルス計画・第３期特定健康診査等実施計画の中間報告について、お諮りしたい。

異論等のご意見がないようであることから、本案件については、原案通り本日答申することとしていかがか。

委 員 異議なし の声

会 長 では、答申については、会の最後に行うこととする。

続いて、報告案件（１）会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について事務局より説明をお願いしたい。

事務局 お手元の報告案件資料に沿って説明する。

改正の趣旨については、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和２年９月４日付で公布、令和３年１月１日付で施行されることに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するものである。条例改正ではあるが、今回の地方税法施行令の一部を改正する政令に準じて同様の改正を行うものであることから、諮問案件とせず、報告案件とさせていただくものである。

改正の目的は、平成３０年度の税制改正において、給与所得控除、公的年金等控除を１０万円引き下げるとともに、基礎控除を１０万円引き上げる振替が行われ、令和３年１月１日付で施行されることに伴い、所得情報を活用している国民健康保険税軽減について意図せざる影響や不利益が生じないように、軽減判定所得基準を改正するものである。平成３０年度の税制改正における、給与所得控除、公的年金控除と基礎控除の振替については 国において働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする趣旨で行われたものである。

改正の内容については、一定の給与所得者等が２人以上いる世帯は、国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなる影響を抑えるため、減額の対象となる所得の基準について、（１）表のとおり改正するものである。この改正のイメージについては、３ページに記載があるが、皆さまご承知の通り国民健康保険税については、所得に応じて課税される所得割、応益割があり、一人当たりの金額に人数を掛けて算出する額と、

一世帯当たりいくらの金額で算出する額、これらを合わせて国民健康保険税となっている。これにより算出される税額については、所得がゼロの方に対しても課税されるという状況になっている。法令の定めた基準に従い、この一人当たり、一世帯当たりの部分を軽減していく制度、いわゆる法定軽減であるが、1 ページに記載がある判定区分、7 割、5 割、2 割というのが軽減にあたるものである。今回の基礎控除と給与所得、公的年金等控除の振替によってどういったことが発生しているのかということが 2 ページに図があるのでご覧いただきたい。上半分ケース 1、給与所得公的年金等部分の個人所得課税の見直しということで、所得控除が 10 万円引き下げられている。収入が同じ状態であっても控除額が 10 万円引き下がることにより、収入は変わらないが所得が増えた状態となっている。国民健康保険税の所得割については、右半分をご覧いただきたい。課税対象所得については、所得からさらに基礎控除をすることになる。基礎控除後の金額が課税対象所得となっており、基礎控除が 10 万円引き上がっていることから課税対象所得としては、収入からみると所得控除が下がっているが、基礎控除が上がっている。同じ 10 万円で上げ下げが行われていることから、課税対象の所得そのものは変動がなく、所得割の国保税額は変わらないということになる。ただ、軽減判定については課税対象所得ではなく、見直しが行われた左半分の改正後の所得 B の所得に対して軽減判定を行うことから、このままの状態であると今まで軽減に該当していた方が、収入が変わらないのに軽減に該当しない場合があることが発生する。1 ページの (1) 軽減判定所得基準の改正をご覧いただきたい。軽減判定所得の改正については、7 割、5 割、2 割それぞれが改正前で、7 割の場合だと基礎控除相当額の基準額 33 万円より少ない所得の場合、一人当たりと一世帯当たりの課税額の 7 割が軽減される。5 割と 2 割については、基礎控除相当額の 33 万円に 28 万 5 千円あるいは 52 万円に世帯の被保険者の人数を掛けた金額を足したものを基準とし、その基準よりも少ない所得の場合にそれぞれ軽減に該当している。今回は、基準額 33 万円、基礎控除相当の 33 万円を 7 割軽減で 43 万円に引き上げており、基本がここになる。5 割、2 割については、28 万 5 千円に被保険者の人数、あるいは 52 万円に被保険者の人数を掛けたものを加算するということは変わらないが、そこに更に 10 万円掛ける給与所得者等の数から 1 を引いた数を更に上乘せして加算するという改正をしている。なぜこれが必要かは、3 ページをご覧いただきたい。給与所得控除、公的年金等控除対象者が国保 2 人の場合として計算してあるが、改正後に補正なしの場合は、軽減判定の所得基準、基礎控除相当額を 33 万円から 43 万円に 10 万円引き上げている。しかしながら、個人所得課税の見直しということで、2 人給与所得者や年金所得者がいた場合は、それぞれの所得の控除額が引き下げになった影響は、世帯全体で 20 万円である。基礎控除相当額の 33 万円を 43 万円に引き上げただけでは、見かけ上増えている所得 20 万円

を相殺できずに、軽減が受けられなくなってしまう方が出てくる。ということから、右側の改正後に補正ありの軽減判定基準のところにあるが、この給与所得控除、公的年金等控除対象者2人から1を引いた数に10万円を掛けた数を、更に上乘せすることで基礎控除相当分の10万円に二人から一人で10万円を掛けて、これが20万円ということになることから、世帯所得が20万円増えたような状態になっている影響を相殺し、今まで軽減を受けていた人が、同じように軽減を受けられる制度を作るための今回の判定基準の数式の変更ということになっている。2ページの下半分のケース2、自営業・フリーランスについては多様な働き方ということで、必ずしも皆さまが給与の支払いを受けているわけではないことから、こういった方々については、所得控除の引き下げ部分については給与所得、公的年金等控除に該当しないことから影響がなく、収入から所得に換算する時、こちらの所得については変更がない。国民健康保険税をこの方々に対して賦課していく時には、この所得に対して基礎控除することから課税対象所得については10万円減ったような状態になることから、このような方々については所得割が減るということになる。またこれらの方々については、所得そのものには変わりはないが、給与所得、公的年金等控除の軽減判定については、実際給与所得、公的年金等控除の方がいないので、自営業、フリーランスの方の軽減判定については関係がない。基礎控除の10万円が引き上がった部分についてのみ、軽減に該当しやすくなる。そもそもこの改正については前段説明したとおり、多様な働き方に対応していくということで、一定の条件のある方に対する給与所得、公的年金等控除の額ではなく、全ての方に等しく対象となる基礎控除額を引き上げることにより、フリーランスの方々への手当をしていく。ただ、給与所得、公的年金等控除の方々については現状を維持するため、所得控除あるいは公的年金等控除について実際に引き下げ、そこを振り替えを行ったことになる。

1ページの(2)、改正の影響については、自営業やフリーランスの世帯の方は、所得控除の10万円引下げに該当せず、基礎控除が10万円引き上げになるため、課税対象所得が減少し、税の負担が軽減される。また、自営業やフリーランスの世帯は、軽減判定所得基準額が10万円分拡大することにより、7割、5割、2割軽減の各判定所得基準に該当し易くなることが想定されている。その結果、軽減該当世帯及び軽減額の増加が見込まれ、その影響額については、約6千万円と推定している。この6千万円の減については、皆さまの国民健康保険税の負担が減ることになることから、国民健康保険の会計としては、この部分が減収になる見込みであるが、先に説明している7割、5割、2割の法定軽減に該当した金額については、保険基盤安定制度において、国、県、市から、国民健康保険の財政へ減収分について補てんされる制度がある

ことから、6千万円のすべてが会計に入ってこなくなるわけではなく、その一部については一般会計から補てんされることとなる。

施行期日については、令和3年4月1日から施行、適用区分については、改正後の条文規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとする。

4ページ以降については、条例の新旧対照表となっているが、こちらは説明を省略させていただく。

説明は以上である。

会 長 質問、ご意見はあるか。

江川委員 2ページのケース1について、所得割については変更がない。所得控除が10万円下がることにより結果して所得税については上がるということか。

事務局 所得税の見直しとそれが国民健康保険税に与える影響については検証しているが、これによって本人の所得税がどうなるかまでは検証していない。

江川委員 所得税は、課税所得10万円の部分で、ギリギリのところで上がる人もいれば、変わらない人もいるということか。

事務局 確認して後でお答えする。

江川委員 軽減対象所得表によると、7割軽減の方は33万円が43万円となる。2割軽減、5割軽減の場合は85万円以下の場合は2割軽減となる。61万5千円の場合は5割軽減、7割軽減の方は33万円から43万円となるとあるが、この数字は変わらないということか。

事務局 7割軽減については、世帯の人数によって所得の基準が変わってくる。一人世帯の場合だと、43万円以下の所得の時に軽減が該当するが、二人世帯の場合には改正後にあるように、二人とも給与や年金だった場合、43万円に10万円に給与所得者の人数から1を引いたものを掛けた金額を上乗せすることになるので、二人世帯の場合には53万円以下の所得の時に7割軽減が該当することとなる。人数が増えていくと金額が上がっていく。5割軽減も2割軽減も同じであるが、今までは33万円に28万5千円に被保険者の人数を掛けたものを足しただけであったが、そこだけでなく33万円を43万

円に上げるとともに、さらに10万円掛ける給与所得者等の人数から1を引いたものを足すこととなる。3ページの改正後に補正ありの場合の表にある、軽減判定20万円と記載がある下の算式にあるように、給与所得控除、公的年金等控除の対象の方が増えてくれば、その数から1を引いたものに10万円を掛けたものを足した金額が基準となっていくということ。軽減判定表という形で一覧で単純に示せるものはない。

江川委員 早見表的なものがないと、わからないのではないか。

事務局 軽減判定になるかならないかは、個別に計算しなければわからないことから、早見表的なものを作成するのが非常に困難である。

江川委員 今まである判定表は、使えなくなるということか。

事務局 今時点における判定表のようなものがあれば、改正後は使えなくなる。今までであれば、単純に被保険者の数の増減だけで基準が上がるか下がるかであったものが、それ以外に給与所得者の数から1を引くという条件が入ると世帯によって条件が変わってきてしまうことから、早見表を作成するのは難しい。

江川委員 自営業やフリーランスの軽減によって6千万円の減とあるが、2割軽減が何世帯、5割軽減が何世帯、7割軽減が何世帯、トータルで何世帯増えるかという数字は算出できるのか。

事務局 試算した6千万円という数字は、課税をやり直して積み上げたというものではなく、今年の課税の結果を踏まえ、計算上あてはめているだけであり、あくまで推計であることから各軽減の世帯が何世帯という数字は算出していない。

江川委員 6千万円は、増減があるということか。

事務局 そのとおりである。

事務局 先ほどの、所得税がギリギリのところでは上がる人もいれば変わらない人もいるのか、との質問であるが、3ページの資料にある所得Bについては、所得控除が10万円引き下がったことにより所得が10万円増えているが、所得税の課税にあたっては所得から

基礎控除を引いてから掛けることになるので、一定の所得が多い方については基礎控除額が変わることから所得税額が増えるが、一定以下の所得の方であれば同じように基礎控除が10万円引き上がったうえでの課税対象所得に対して所得税が課税されることから、現行と変わらないことになる。国民健康保険税の所得割で説明した内容と同じ状況で所得税も課税されている。

江川委員 上がらないということによいのか。

事務局 給与所得で850万円を超えている方については、基礎控除が減ることから所得税そのものも増えることになるが、それ以下の所得の方であれば基礎控除が10万円引き上がることから、10万円引上げと引き下げが相殺され、今までと変わらない。
お時間をいただき申し訳ありませんでした。

会 長 その他、何かあるか。
その他として事務局から何かあるか。

谷津委員 課税について、これまでの国の施策として高額所得者からは少し多く負担をいただくという施策の転換の中でこのような内容が出てきたと思われる。一般的な所得の方については変更がないと説明をしたと思うが、2ページのケース2の場合、通常的な人は収入により所得額が変わることから額が上下すると思う。基礎的な考え方は変わらないと思うが、国民健康保険税については本当に所得額が減少するのか。

事務局 給与所得控除や公的年金等控除を受けていない、自営業やフリーランスの方はそうなる。

谷津委員 その方達は、今までの基礎控除額に10万円増えるということによいのか。

事務局 そのとおりである。その方々に対しては、10万円分課税対象所得が減ることになる。

谷津委員 公的年金をもらいながら農業をやっている方も国民健康保険の被保険者にいると思われるが、その方についても合算所得として課税所得が下がるのか。会津若松市では勤めながら定年を迎え、その後農業や商売を行い、公的年金をもらいながら自営業をやっている方の割合が2から3割と大きい。その方々の部分についても下がるということによいのか。

事務局 基礎控除は、一人に対して一回しか行わないことから、それぞれの年金だと10万円引き下がり、営業だと引き下がらない。今までと変わらない形で合計し、そこから10万円引き上がった基礎控除を引くことになることから、公的年金の上げ下げの部分だけが相殺され、フリーランスの営業そのものについては、今までと同じという形になる。基礎控除が二重に足すということではない。足した所得で基礎控除を一回行うことになる。

谷津委員 通常、確定申告時に公的年金と営業から得た収入、所得を合算してそこから基礎控除を引き、税額を確定していく。それが資料の左側にあてはまるのであろうが、国民健康保険税は同じ所得であれば下がることになるのか。

事務局 変わらないことになる。

谷津委員 そうであれば、2ページケース2の影響にある、所得割が減少するというのはどういうことか。

事務局 自営業やフリーランスのみで行っている方のみについての所得割が減少するということ。国民健康保険全体で考えた場合は、減少の影響があるということになる。全ての方が所得割が減少することではなく、あくまでもケース2に該当する方の税額が減少すること。

谷津委員 自営業単独、フリーランスのみの人が該当で、先ほど私が述べた方についてはまた別な形ということか。

事務局 そのとおりである。

会 長 その他、何かあるか。
報告案件は全て終了である。
以上で議長の任を解かせていただく。

上記の会議録が、令和3年1月27日に開催された、令和2年度第3回会津若松市国民健康保険運営協議会の記録に相違ないことを証明するために署名する。

令和3年 2 月 26 日

会津若松市国民健康保険運営協議会

会 長

中澤 真



委 員

大塚 裕子



委 員

山崎 雄一郎

